

# スポーツ医・科学委員会設置規程

## (設 置)

第1条 公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）定款第43条の規定に基づく委員会として、スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (目的及び事業)

第2条 委員会は、スポーツ医・科学の普及啓蒙を図り、スポーツの振興に寄与するため、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上のための調査研究に関する事
- (2) スポーツ医科学の調査研究に関する事
- (3) スポーツ障害の予防・治療等の調査研究に関する事
- (4) スポーツ医科学の研修会に関する事
- (5) 競技会に際しての医事活動に関する事

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) スポーツドクター
  - (2) 本会役員、学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が推薦する。何れも本会会長が委嘱するものとする。

第5条 委員長は、委員会の業務を掌理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

## (役員任期)

第6条 役員任期は、委員の任期とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

(幹 事)

第7条 委員会に幹事若干名をおく。

- 2 幹事は、委員長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の業務について、委員を補佐する。

(会 議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員会の運営及び同規程第2条に掲げる内容について審議決定する。
- 3 委員会の会議は、委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 5 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、本会会長は、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について、必要な事項は、そのつど委員長が定める。

附 則 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。